

	意見の概要	県の考え方
目 指 す も の	<p>【3】</p> <p>○ 第2章の1の1「県民参加・協働による県づくりの推進」</p> <p>そこで考えられている市町村を含めた適切な役割分担とはどのようなものなのか。大事なところと思うので明らかにしてほしい。</p>	<p>● 広域自治体である県と基礎自治体である市町村の役割分担については、地域の諸課題について地域住民が自らの判断と責任において決定していくということが基本であるという地域主権の考え方に立てば、「基礎自治体優先の原則」が基本であり、住民に身近なサービスは、できる限り市町村が担うことが求められるものと考えております。</p> <p>すなわち、住民に身近な行政サービスは、できる限り市町村が行うことが求められ、県は広域的な観点からの施策の推進や調整が必要なもの、大規模災害など単独の市町村では対応が困難なものなどについて、市町村と連携しながら処理することが求められると考えております。</p> <p>このような役割分担の考え方を踏まえ、国の地域主権改革の推進に関する新たな法制度においても、県から市町村への権限移譲が盛り込まれると聞いております。</p> <p>また、県においても、国の新たな法制度の動向を注視しつつ、今後とも住民に身近な行政主体である市町村において、高いレベルの住民サービスの提供が可能となるよう、市町村間の連携に向けた自主的な取組みの支援や、事務・権限移譲の推進を進めてまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（3頁、9～10頁）</p>
	<p>【4】</p> <p>○ 第2章の1の2（2）「組織の体制や運営のあり方の検討・見直し」</p> <p>期待される場所だが、是非、若い人（5年生程度）の起用や意見を反映できる仕組みを創っていただきたい。横の連携だけでなく世代間の連携・交流も必要と思う。</p>	<p>● 組織の原動力は「人」ですので、県民の視点に立ち、常に問題意識を持って、主体的に行動できる自律的な職員を育成するため、様々な人材育成方を展開することとしております。</p> <p>ご意見にあるように若手職員については、知事と直接コミュニケーションをとる機会を設けるため、「ランチミーティング」を実施しているほか、地域主権の時代に対応した政策形成力を向上させるため、有識者や先輩職員との意見交換や課題演習を通して、長期的・継続的に育成することを目指し「新山形形成塾」を実施しているところであり、今後も引き続き推進してまいります。（4頁、18頁）</p>

	意見の概要	県の考え方
推進体制	<p>【5】</p> <p>○ 推進体制に、県民の意見を「聞きながら推進」とあるが、この部分が曖昧な感じがする。真に県民の意見を尊重するのであれば、ここが一番重要な部分だと思う。本文中に詳しく記載されていると思うが、もう少し具体的に記載してほしい。</p>	<p>● ご意見を踏まえ、下記のとおり注釈を付記しました。</p> <p><u>「※ 本指針については、毎年度、実施計画及び取組状況を公表するとともに、12頁に記載した県民との対話の場やインターネット等各種媒体を通じて、随時、県民の意見を受け付ける。」</u>（4頁）</p>
イメージ図	<p>【6】</p> <p>○ 5Pのイメージ図にある「県民との対話の推進」について、経営者的な立場の人から意見を聞く場は多いと思うが、家庭の主婦は、家計を支える経営者であり、「人」も育てている。このような主婦が家庭を支えながら、外では第一線で働いている時代である。女性の意見を聴く場をどんどん創ってほしい。</p>	<p>● イメージ図にある「県民視点に立った県政運営」を推進していくためには、女性を含め、若者、高齢者、地域住民等幅広い層の県民の方々と対話を通じ、県民の声を的確に把握し、県政に反映していく必要があります。このため、県民との直接対話を推進していることとしておりますが、ご意見を踏まえ、関連箇所を以下のとおり修正しました。</p> <p>「市町村ミーティング、ほのぼのトーク、知恵袋委員会の開催を通して、<u>地域住民、若者、女性、高齢者、各種団体・グループ等幅広い</u>県民各層との直接対話を推進し、」（12頁）</p> <p>● 県民の県政参加を促進し、多様な意見を県政に反映させるため、審議会等委員の幅広い選任に取り組むこととしていますが、この中で、審議会等における女性委員の積極的起用を推進することとしております。</p> <p style="text-align: right;">（13頁）</p>

	意見の概要	県の考え方
県 民 ・ N P O 等 と の 連 携 ・ 協 働	<p>【7】</p> <p>○ 政権交代とともに地域主権という文字を目にすることが多くなった。行政と住民の役割分担を考えると、以前から行政や住民の意識の中、住民と行政の関わり方について様々な議論がされてきたが、住民の行政に対する依存意識が強かったのが、今までの関わり方だと思う。</p> <p>素案では、地域主権時代に対応した行政と住民との関わり方が示されているが、長年にわたる行政と住民の関わり方の中で形作られた住民意識は一時にして変わるものではない。</p> <p>地域主権への転換ということで、「県民参加、協働による県づくりの推進」が掲げられているが、今までの県民意識を変えていく、変わっていかなければ、プランに掲げた改革は進まないのではないかと思う。</p> <p>県民意識の中に、県政に参加する、参加しているという意識、協働の意識をどのように醸成していくかということが、行財政改革を進めていく上で大事なことだと思う。指針の後段で、自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくりということで、職員の意識改革への取組が掲げられているが、同様に県民の自主性・自立性を高める取組が大切ではないかと考える。</p>	<p>● 「地域主権」とは、「自己決定・自己責任のもと、地域のことは地域が決め、活気に満ちた地域社会をつくっていくという目的を掲げた理念」であると捉えております。</p> <p>この「地域主権」を実現するには、各地域が創意工夫を凝らして、魅力的で個性ある地域として自立性を高めることが重要です。</p> <p>このため指針では、県自らが政策判断や財源配分を行い、地域の活性化に取り組み、県民の暮らしを向上させていくため、これまで以上に強い決意と責任をもって、県政運営に当たっていく必要があると考えております。具体的な取組みとして、平成22年度から、部長級の「戦略調整監」を配置し、部局横断的な目下の特定課題に係る新たな施策展開に対し、スピード感をもって戦略的な調整を行い、各部局の牽引や部局間連携の橋渡しを行っていくこととしております。</p> <p>また、「地域主権」は、地域に住む住民が、自ら責任をもって、自らの暮らす地域の未来をつくっていくという、住民主体の新しい発想を求めていく第一歩ともされております。</p> <p>県民の方々にも、「地域のことは地域が決める」という意識のもとに県づくりのパートナーとして、これまで以上に主体的・積極的に県政に参加していただき、県と一緒に県づくりに取り組んでいただくことが必要不可欠と考えております。</p>
	<p>【8】</p> <p>正直言って、まだまだ県民の行政への依存意識は強いと思う。これからは、県民自らの役割が重要となる、自らの問題、身近な問題には自分たちで取り組むといった意識が広がらなければ、県民と県との連携は広がらないと思う。</p> <p>言うまでもないことだが、行政ができなくなったから県民に押し付けている、と受け取る向きも少なくないと思う。平成22年度と言わず、地道な取組が必要ではないかと考えている。</p>	<p>そこで県では、県民の方々の機運を醸成するため、政策広報など県政情報を積極的に発信し、県政に対する県民の方々のご理解を深めていただくとともに、県民との対話等を通じてそのニーズを的確に把握し、県政への反映に努めてまいります。また、県民、NPO等地域社会の多様な主体と県とが相互理解を深めながら連携・協働を更に進め、県民参加・協働による県づくりを推進していくこととしております。</p> <p>このような取組を通して、県と県民の方々双方が具体的に行動していくことにより、活力溢れる山形の創造を目指してまいります。</p> <p>(1頁、3頁、6～7頁、11～14頁)</p>

	意見の概要	県の考え方
県民・NPO等との連携・協働	<p>【9】</p> <p>○ 「県民参加の森づくりの推進」については、「やまがた緑環境税を活用した」と記述した方がいいのではないか。</p>	<p>● やまがた緑環境税については、平成19年度に導入し、森づくりに対する県民の意識醸成、森づくり活動に対するボランティアへの支援等と併せて、荒廃した森林の公益的機能を確保するための森林整備を進めているところです。</p> <p>こうした成果として、自主的な県民参加の森づくり活動が広がりを見せており、さらに、企業による森づくりなど幅広い展開も見込まれるところです。</p> <p>「県民参加の森づくり」については、やまがた緑環境税の活用に限らず、幅広い県民運動として展開していることから、あえて「やまがた緑環境税を活用とした」といった限定的な表記はしておりません。</p> <p>(参考) やまがた緑環境税については、条例可決時における山形県議会の附帯決議を受け、条例施行(平成19年4月)後5年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度の点検・見直しを実施することとされているところです。</p>
	<p>【10】</p> <p>○ 「県民、NPOとの連携・協働」は県がやるべきことなのか、市町村がやるべきことなのか。当面、県がかかわるにしても、市町村が基本と考える。もし、そう思われるなら、市町村への移行シナリオ・プロセスを検討し、示してほしい。</p>	<p>● 市町村は、基礎自治体として住民に身近な行政サービスを提供し、県は、広域的な観点からの施策の推進や調整が必要なもの、単独の市町村では対応が困難なものなどについて、市町村と連携しながら処理することが求められると考えております。</p>
	<p>【11】</p> <p>○ 県だけでなく、市町村あるいは学区などもっと身近な単位でも、行政あるいは団体と住民との協働・連携が盛んに言われている。</p> <p>県民は、県民であるだけでなく市民でもあり、地域住民でもあり、様々な相手から連携・協働を求められたのでは、一人ひとりではとても対応できないと思う。</p> <p>イメージ図では、県、市町村、企業・大学、県民・NPOの4者が役割分担、連携・協働を深めるイメージだが、せめて、行政の接点は市町村と調整すべきではないか。勿論、市町村で行っていない事務もあるので、県が直接県民と接することを排除するつもりはないが、より身近な市町村がうまくクッションになってほしいと思う。</p>	<p>県民、NPOとの連携・協働についても、このような県と市町村との役割分担を踏まえつつ、それぞれの連携・協働の活動の目的や内容、活動エリア等に応じて、県あるいは市町村が取り組んでいくべきものと考えております。(6～7頁、9頁)</p>

	意見の概要	県の考え方
県と市町村との新たな関係	<p>【12】</p> <p>○ 第1章の基本認識で「地域主権」について、「国と地方自治体の関係が、・・・(略)・・・対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換」と記載されている。</p> <p>一方、第3章の行財政改革の取り組みを見ると、9ページの「3 市町村との新たな関係」の中では、「支援」という言葉が使われている。</p> <p>地域主権での対等な立場ということを考えると、別の言葉の方がいいのではないかと思う。</p>	<p>● 新たな指針においては、「地域のことは地域で決める」という地域主権の理念に基づき、各市町村それぞれが抱える課題を解決していくため、市町村間の連携などに自主的に取り組む市町村に対して、その取り組みが円滑に進められるよう、県が持つ様々な情報やノウハウを提供して、そのお手伝いをするという観点から「支援」という言葉を用いたところです。(9頁)</p>
県民との対話型県政	<p>【13】</p> <p>活気に満ちた地域社会の形成に向け一層の行財政改革を進めるとともに、県民目線に立った県政運営をお願いする。</p> <p>そのためには、県民への積極的な情報発信と対話の推進は必要だが、県外への情報発信も行い、山形県として、県内・県外に積極的に政策をPRしていくことが必要と考える。</p>	<p>● ご指摘の点は、非常に重要な視点ですので、ご意見を踏まえ下記の取組項目を追加しました。</p> <p>「◎ 県外広報活動の強化</p> <p>県外事務所等を拠点とする情報発信とともに、やまがた応援アドバイザーの活用やメールマガジンの配信等を通じた県外広報活動を強化する。」(11頁)</p>
	<p>【14】</p> <p>○ 審議会等委員の中には、長期間就任している委員が多数いると思われる。委員を幅広く選任するのであれば、長期就任について見直すべきではないか。</p>	<p>● 県民の声を的確に把握するため、審議会等委員については、幅広く選任する必要があります。このため、委員の長期就任及び複数の審議会等への重複就任について、見直しを進めることとしております。(13頁)</p>
P D C A サイ クル	<p>【15】</p> <p>第3章第2の2「PDCAサイクル」</p> <p>県民・市町村の意見反映はどのようにして行うのか。また、各種公表はどのようにして行うのか。</p> <p>(公表などについてはすべてにわたることだが)</p>	<p>● 次年度の県政運営の方向性を示す「県政運営の基本的考え方」の策定にあたっては案の段階で県のホームページに掲載し、県民の方々や市町村からご意見をいただいた後、それらを反映して決定することとしております。</p> <p>また、「県政推進プログラム」及びその評価・検証結果などについても、県のホームページに掲載し、広く公表することとしております。</p> <p>(14頁)</p>

	意見の概要	県の考え方
指定管理者の効果的運用	<p>【16】</p> <p>○ 指定管理者制度の効果的な運用の記述で、「不断の見直し」という記述があるが、この制度は、民間に行政の下請けをさせるのではなく、行政の業務を補うものである。「不断の見直し」は、行政が指定管理者に見直しをさせるという下請けの印象を受けるため、この表現を削除するか見直しをすべきだと思う。</p>	<p>● 指定管理者制度は、公の施設の管理運営に、民間事業者の幅広いノウハウを活用するものであり、住民サービスの一層の向上等を目的とした制度です。</p> <p>この目的を達成するためには、制度運用のあり方を絶えず見直していく必要があることから、「不断の見直し」と記載したところですが、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>「・・・サービスの質を向上させる仕組みの検討など指定管理者制度を活用する効果が十分発揮されるよう不断の見直しを行い、より効果的な制度の運用を図る。」（17頁）</p>

	意見の概要	県の考え方
職員 の 意識 改革	<p>【17】</p> <p>○ 地方の時代になればなるほど、住民が直接関わる基礎自治体の必要性は増大するが、「県」の存在がどんどん希薄になるように思える。</p> <p>以前の第三者委員会で、県は俯瞰出来る立場だからこそ、市町村間のコネクター的役割を果たすべきだという意見があった。そのためには、県庁職員こそが基礎自治体の住民として、一市民として、地域に関わっていくことが求められるのではないかと。それぞれが、地域のNPOや地域活動を行う必要があると思う。そして、そこから見えてきた市町村の実像から、「県」としての政策・施策を考えるべきかと考えるがどうか。聞き取り以上に、自分こそが市民になるべきだと思う。いつまでも行政職員ではなく、退職した後の年数も長い時代、是非、在職中に自分の居場所を見つけておいて頂きたいと思う。</p> <p>その足がかりが、NPOや地域活動にあると思う。以前から、職員の意識改革を掲げているが、ここ数年は一体どのような具体策が講じられたのか。「あいさつ」の徹底はなされているか？もし、それが達成されていないとしたら、管理職の方々が身をもって見本となる行動を示さない限り、職員の意識と行動の改革は難しいと思うがどうか。過去履歴や慣例を捨てるぐらいの気持ちがないと、改革は進まない。</p> <p>女性職員も多くなり管理力の登用に対して大いに期待するが、女性の場合、出産適齢期や幼少期の子育て期間が、仕事における貴重なスキル蓄積の時期と重なる。実際に働きやすい環境というものが一体どういうものかを、現県庁職員及びOGからも徹底してリサーチする必要があるかと思う。山形県全体の税収が上がってはじめて県庁職員の給与がUPするくらいの気概で、県内需要が増すような施策、民間企業に対しての支援を行って頂きたいと思う。そのためには、民間企業・農林業への職員派遣（長期・短期）を行い、地元企業の実情を学ぶべきである。お金を生み出すこと、そのためにお客様に頭を下げる経験は、とても貴重なものになるはずだ。</p>	<p>● 県民から信頼され、主体的に行動する県民のための県庁を実現するには、個々の職員が主体性を持って、「県民視点」、「現場主義」、「対話重視」の意識を持ちながら、自ら考え、行動することが必要不可欠です。</p> <p>このため、例えば職員研修において、市町村、民間企業・民間団体の方々と一緒になって研修を行い、多様な視点、柔軟な発想などを相互に触発しあいながら政策形成能力を養成する「官民共同ワークショップ」を実施したり、新規採用職員研修では、農業現場や福祉施設などにおける体験型研修を実施することで民間感覚を肌で感じ、行政に活かしていく取組みを行っております。</p> <p>また、現場の力を活かした県政を展開していくため、職員が現場に足を運び、市町村・地域の方々との対話を深め、これらの声を大切にして業務にあたっております。</p> <p>あわせて、県政運営の基礎である、それぞれの職場においても、「あいさつ」をはじめとして、職員同士が対話を十分重ね、組織目標を共有しながら、“生き活きと働ける風通しのよい職場”づくりを進めているところです。</p> <p>引き続き、こうした取組みを重ねながら、県民視点に立って自律的に行動できる職員の育成を目指してまいります。（18頁）</p>

	意見の概要	県の考え方
適正な定員管理	<p>【18】</p> <p>○ 適正な定員管理として、職員数を3%程度削減するとしていることについて、その削減目標が適切かどうかは判断が難しいが、多忙な部署とそうでない部署の配置を見直せば、それほど削減する必要はなくなるのではないかと。</p> <p>それよりも、議員の定数を削減すべきではないか。でなければ、福島県矢祭町のように、議員報酬を日当制に改めるべき。いずれにしても、職員だけに削減を求めるのではなく、議会が率先して削減する姿勢を示すべきだと思う。</p>	<p>● 県では、平成10年度以降、職員数の削減に着実に取り組んでおり、知事部局においては、平成21年4月までに、▲857人、▲16%以上の職員数を削減していますが、引き続き、簡素で効率的な行政運営を実現するため、新たな指針の素案で「3年間で3%程度」の職員数を削減するとの数値目標を掲げたところです。</p> <p>この数値目標については、これまで、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会や県議会において様々なご意見を頂戴したところであり、これらのご意見を踏まえ、数値目標のあり方について重ねて検討してきた結果、以下のとおり修正しました。</p>
	<p>【19】</p> <p>○ 公務員による不祥事が全国的に相次ぎ、公務員のおかれている環境が急激に悪化しているような危機感を感じる。これらの事件を分析した多くの専門家からは、行財政改革の一環として行われた無理な人員削減によって、職員のストレスが大きく膨らみ、その結果が事件につながったとの見方が示されている。</p> <p>素案では、自ら考え自ら行動する職員の育成など多くの目標が掲げられているが、それらを達成するためには、まず、職員が余裕を持って臨めるような業務のあり方を検証し確立していく必要があります、過剰な人員削減はプラスにはならないだけでなく、職員の資質とやる気を低下させ、ひいては県民へのサービスまで低下させる危険性をはらんでいる。</p> <p>これまで進められてきた積極的な人員の削減は、財政の健全化という点で評価に値するものの、県民視点にたった県政運営を行うためには、サービスを提供する側に十分なマンパワーが確保されていることが条件となり、今後はこれまでの路線を継続・強化するのではなく、業務量に見合った人員を確保する方向に転換することで県民サービスの向上につなげてほしい。</p> <p>近年のサービス需要の高まりにより業務が増える傾向にある行政と、生産量を調整しながら大胆な人員削減を断行できる企業とでは、もともと構造に根本的な違いがあり、行政に企業と同様のリストラを求めることには無理があると思う。</p>	<p>「・・・平成23年度から平成25年度までの3年間で<u>3%程度</u>の職員数を削減する。</p> <p><u>さらに、持続可能な県民サービス提供体制の確保の視点を持ちながら、東北各県との比較において職員数が多くなっている現状等を踏まえ、期間中に組織体制や組織運営のあり方を検討することにより、上記の目標を上回る削減を進める。</u>」（21頁）</p> <p>【参考】本県と東北平均（宮城県を除く）との比較 を追加（22頁）</p> <p>なお、本指針は、執行機関としての県の行財政改革の取り組み方針を定めたものです。</p>

	意見の概要	県の考え方
適正な定員管理	<p>【20】</p> <p>○ 適正な定員管理（P21）において、ライフライン特に医療については、素案のとおり効率性だけでなく、必要な人員の確保又は増員を希望する。そのために予算や経費が膨らんでも、県民は納得してくれるはず。</p>	<p>● 適正な定員管理に取り組むに当たり、ライフライン、医療、教育、治安における現場機能については、「3年3%の削減」とは別に、それぞれの特性に応じて対応することとしております。</p> <p>医療の現場（病院）においては、診療報酬制度等における医療従事者の配置基準や患者さんの動向を踏まえ、適正な人員配置に努めてまいります。（21頁）</p>
自主財源の確保	<p>【21】</p> <p>○ 自主財源の根幹である県税収入について、市町村と連携し、積極的に広報活動をしてほしい。</p> <p>〈理由〉</p> <p>このような経済状況下で、県民の生活水準は予想以上に落ち込み、滞納となっている税も相当額に上ると聞き及んでいる。県として、今後も様々な方面で支出の抑制を図っていくと思うが、その一方で、効果的な滞納整理を行い、県税の調定額に少しでも近づく（≒徴収率100%）よう、県と市町村と連携して取組みを強化してほしい。</p> <p>連日、マスコミでは、行政機関がさも悪であるかのような報道もよく見かけ、国民の納税意欲を少なからず削いでいることも否定できない。しかし、サイレントマジョリティたる納期内納税者は、「税の滞納は許していけない」という気持ちを必ず持っている。</p> <p>税の滞納を許さず、納税に向ける様々な手法を研究してほしい。</p> <p>（具体例）</p> <p>① 県政テレビ等で「徴収率向上」に関してのテーマを取り上げ、納税への意識高揚を図る。</p> <p>② 政策CMを作成し、「税を滞納するとこうなります」というテーマで、滞納処分の原則や事例を紹介し納税意識を植え付ける。</p> <p>これは、県だけでなく、市町村や国と連携して「税を納めよう」というキャンペーンを張ることにより、結果的に県と市町村との役割分担、連携になると思う。</p>	<p>● 税収の確保は、県及び市町村に共通した課題であることから、県では、税収確保に向けて市町村と連携した取組みを進めていくため、平成19年に山形県地方税徴収対策本部を設置し、総合支庁と市町村で構成する県内7地区の地域協議会と連携しながら、各種対策に取り組んでおります。この取組みとしては、市町村への個別訪問による滞納処分に関する助言や市町村との共同催告・共同徴収のほか、研修会の開催を通じて、徴収担当職員の資質向上にも努めているところです。</p> <p>● 納期内納税や自主納税につきましても、機会あるごとに新聞やラジオ、県広報誌、県ホームページ等を活用し、広報に努めているところですが、なかでも、毎年12月を全県的な「納税推進強調月間」と定め、県及び市町村挙げて、自主納税の呼びかけや徴収の強化に努めております。この期間、県では、ラジオや県ホームページ等を活用し、タイヤロックによる自動車の差押えやインターネット公売等の実施など、徴収対策の集中的な実施についての広報にも取り組んでおります。</p> <p>このような取組みの一層の推進に向け、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>「<u>市町村と連携した取組みの推進</u> <u>「納税推進強調月間」における自主納税の推進及び広報・啓発活動の強化</u>」（26頁）</p>

	意見の概要	県の考え方
その他	<p>【22】</p> <p>○ 3ヵ年の中期計画を立上げ、それを年度単位に落として遂行していくことは大変意義があり、職員の改革への意識ベクトルが同一方向に向かう有効な手段である。ただ、個々の取組みの具体的内容が今ひとつわからないので、各種広報を通じ県民に教えて欲しい。</p>	<p>● 新たな指針は、地域主権時代に対応した今後の県政運営の方向性を示すものとして策定したものであり、各取組項目の具体的な内容や手法については、部局長あるいは職員の主体的な取組みを促すという観点から「骨太」に策定したところです。</p> <p>なお、各項目における具体的な取組内容は、毎年度当初に、「当該年度の取組計画」として整理したうえで、県のホームページ等で県民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。</p>
	<p>【23】</p> <p>様々な関係整理について</p> <p>① 県と国・東北圏との関係（どう考えるか）</p> <p>② 県と総合支庁との関係（役割分担の整理と重複がない効率的な組織体制）</p> <p>③ 行政機関としての県と県議会との関係（ここにのせるような関係がないのかもしれないが）</p> <p>④ ISOとの関係（これは十分に踏まえているものと思うが）</p>	<p>① 地域主権の時代においては、国の役割は、外交、防衛など国の存立に関わる事務をはじめとする本来果たすべき役割を重点的に担う方向に限定し、また、地方自治体の役割は、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に移譲し、地域の裁量と責任の中で実施することを基本と考えております。</p> <p>また、東北圏として、広域的視点は持たなければなりません。例えば、道州制については、地域主権改革の取組みが進んだ先の広域自治体のあり方についての議論と捉えており、まずは地域主権改革の推進が重要と考えているところです。</p> <p>② 総合支庁は、地域に軸足を置いた総合出先機関として、確かな役割を果たしてきものと考えていますが、本庁との関係も含め、地域における現場機能の確保、専門機能の効果的な配置、地理的条件も踏まえた各地域の実情やニーズへの対応などの観点を持ちながら、効果的・効率的な組織体制の整備に向け、引き続き見直しを進めてまいります。（20頁）</p> <p>③ 本指針は、執行機関としての県の行財政改革の取組方針を定めたものです。なお、推進体制にあるとおり、取組みに当たっては県議会の意見等を聞きながら推進することとしております。（4頁）</p> <p>④ 県では、やまがたECOマネジメントシステムを構築し、「山形県環境保全率先実行計画（第2期）」（平成18年3月策定）等に基づき、県の事務・事業全般にわたり、環境負荷低減に取り組んでおり、指針ではご指摘の点も踏まえて作成しているところです。（28頁）</p>

	意見の概要	県の考え方
その他	<p>【24】</p> <p>○ 具体性に乏しいところが見受けられる。プランというのには方策までの記述が必要と思う。さらに言えば、目標値があれば何にどれだけ力を入れていくのか一目でわかる。職員数削減と同程度の数値目標をお願いしたい。3か年であることを考えれば、具体性のあるものを、PDCAができるものにしていただければと思う。</p>	<p>● 新たな指針は、本県の行財政を取巻く環境が依然として厳しい中、来年度からスタートする第3次総合発展計画に掲げる政策・施策を実効あるものにするために、引き続き、行財政改革に取り組まなければならないとの認識のもと、今後の取組みの大きな方向性を示すものとして新たな「指針」という形とし、さらに、取組みにあたっては、各部局の主体的な取組みを促すという考えから「骨太」に策定することとしたものです。</p> <p>なお、適正な定員管理と、財政健全化に向けた取組みについては、行財政改革の主要な取組項目であることから、職員数の削減目標とともに、財政健全化に向けて以下の目標を掲げて様々な取組みを行うこととしているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当面の数値目標：財政の中期展望に掲げる財源不足額への対応 ◇ 中長期的な財政健全化目標：臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少 <p>各取組項目における具体的な取組みの内容は、毎年度当初に「平成〇年度の取組計画」として、県のホームページに掲載し、県民の皆様方にお知らせしてまいりたいと考えております。</p>